

2022 年度事業計画

1 基本方針

産業廃棄物処理は、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務であり、今後とも当協会として新型コロナウイルス感染症の拡大をはじめとする様々な事態に対応し、事業継続に向けた情報の迅速な提供等を通じて社会・経済を支えていく。

また、産業廃棄物処理業界においては、恒常的な人手不足の解消や労働災害の削減、風水害の増加に伴う災害廃棄物への迅速な対応、国内で処理すべき廃プラスチックの増加など、様々な課題が山積している。

こうした中、当協会は循環型社会の実現と低炭素社会への貢献を果たすべく、引き続き社会に貢献する公益目的事業をはじめ、会員事業所の安定した事業運営に資する事業をオンラインも活用しながら積極的に展開し、同時に国際目標である SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) の実現にも貢献していく。

2 活動重点事業

(1) 適正処理推進事業

産業廃棄物処理業界は、産業廃棄物排出事業者からの信頼と期待に応えるべく、処理委託を受けた産業廃棄物を適正に処理することを業務内容としている。その業務は、適正処理を通じて快適な生活環境を保持し、持続可能な資源循環型社会の実現に向けた大きな役割を担っており、社会の有用産業として更なる発展を遂げるには、廃棄物処理法等環境関係法令の遵守等産業廃棄物の適正処理を実践して産業廃棄物排出事業者及び府民等からこれまで以上に信頼され、期待されることが重要である。そのため、当協会としては、不適正処理防止パトロール事業、京都府適正処理巡回啓発委託業務、産業廃棄物管理票の普及促進事業、産業廃棄物処理現場における安全衛生事業及び環境問題に取り組む事業所等への表彰等、産業廃棄物処理業務の適正な運用に資する事業を積極的に推進する。

(2) 指導教育事業

近年、産業廃棄物を処理する専門業界として、廃棄物処理法等環境関係法令の修得をはじめ、資源循環型社会形成への取組み等が求められている。これに的確に対応するためには、多様化する産業廃棄物を適正に処理するための知識、技能を備えた人的基盤を整備する必要がある。そのため、環境を取り巻く社会情勢の変化により改正される廃棄物処理法等環境関連法令を修得する研修会や産業廃棄物の適正処理方法、法令等解釈に必要な調査研究事業、産業廃棄物排出事業者等に対する相談指導事業及び産業廃棄物処理業界を担う人材を育成するための教育研修事業を積極的に推進する。

(3) 相互扶助事業

当協会会員が一致団結して健全な産業廃棄物処理業務を推進し、産業廃棄物排出事業者及び府民等からの信頼と期待に応えられるよう、産業廃棄物処理業の許可及び更新許可申請等に係る講習会の協力実施、当協会が開設する

ホームページを通じた会員事業所に関する情報提供、産業廃棄物排出事業者等への会員事業所の紹介に取り組むとともに、新規会員の加入促進等、協会の組織拡大事業等を積極的に推進する。

3 活動重点事業の具体的実施内容

次の具体的事業を実施する。

(1) 適正処理推進事業

ア 廃棄物の不適正処理防止パトロール

産業廃棄物処理に専門的知識、技能を有する専門家で構成する適正処理推進委員会を設置し、行政当局と連携を図りながら京都府内全域に亘る不適正処理防止パトロールを実施し、発見した不法投棄及び野焼き行為等の不適正処理事案に警告中止指導を行うとともに、不適正処理現場の写真撮影等不適正処理の実態を記録化して速やかに行政当局に通報する。

さらに、京都府と連携し「京都府適正処理巡回啓発委託業務」を実施するなど、廃棄物の不適正処理事案の早期発見・改善に努める。

また、適正処理推進委員会を適宜開催して不適正事案への対応結果等について情報の共有化を図り、次のパトロール事業に活かす活動を推進するなど、自然環境の保全及び資源循環型社会の確立を図る。

イ 産業廃棄物管理票の普及促進

産業廃棄物処理の流れを把握することにより不法投棄等の不適正処理を防止し、排出事業者責任に基づく適正な処理を確保するための産業廃棄物管理票が、廃棄物処理法の規定に基づき確実に作成、交付、送付、保存されるよう、頒布時における啓発指導、各種講習会会場における研修の他、不適正処理防止パトロール現場及び普及時に広報資料等を活用して指導助言するなど、産業廃棄物管理票の普及促進を図り、産業廃棄物の適正処理の推進に努める。普及させた産業廃棄物管理票については、一連番号により使用実態を把握管理する。また、手続きの簡素化等に対応するシステムとして廃棄物処理法に基づき環境大臣の指定する情報処理センターが運営する電子情報処理組織（電子マニフェスト）への加入を促進する。

ウ 安全衛生事業の推進

特に当業界における労働災害は、全産業に比べ度数率、強度率ともに高い水準にある。今年度も全産連の労働災害防止計画に沿って、労働災害の発生を防ぐため、引き続き中央労働災害防止協会の支援制度を活用しながら、啓発資料の作成や研修会の開催を通じて安全衛生水準の向上に努めていきたい。

エ 災害廃棄物等処理への協力支援

地震、台風等の大規模災害発生に伴う被災地域への迅速かつ適切な復旧活動を実施するため、協定を締結している行政との間で、具体的な連携内容について平常時から協議を進める。

また、近畿地方環境事務所や近畿各協会と連携して実施した資機材調査の結果も活用しながら、府域を越える広域での被害発生にも対応できるよう関係行政機関や近畿各協会との連携体制の構築を目指すとともに、引き続き行政当局が実施する防災訓練に参加し、府民が安心感を抱く現場活用資機材の展示並びに現場対応要領の向上を図る。

さらに、鳥インフルエンザ等家畜伝染病発生時における殺処分された家

畜等の運搬処分についても行政と連携し対応することとする。

オ 適正処理推進の広報啓発

産業廃棄物の適正処理を推進するため、関係機関に協働した広報啓発活動の実施を働きかけ、より効果的な取組を目指す。また、産業廃棄物排出事業所関係者が処理委託先の迅速かつ適切な選定が行えるよう、会員事業所の地域別、許可別の事業者名簿等を掲載した適正処理マップを作成するとともに、当協会が開設するホームページに掲載して広く会員事業所の情報提供を行うなど、適正処理推進に向けた広報啓発活動に取り組む。

(2) 指導教育事業

ア 調査研究及び普及啓発

廃棄物処理に係る関係法令の改正内容や所管省庁が発出する通達等のほか、環境、経済、社会が統合的に向上した持続可能な循環共生型社会への取組状況や廃棄物の新たな処理要請事例等を収集分析して提供する。

また、行政当局と連携し、環境展等に会員事業所が推進するリサイクル品や資源循環型社会への取組状況等を展示・発表するなど、環境保全及び資源循環型社会の構築に向けた啓発を推進するとともに、当協会の役割や事業を紹介する。

イ 相談指導の推進

産業廃棄物排出事業者及び府民等からの産業廃棄物の処理方法や処分先、再生利用の方法等に関する相談に対し、環境関係法令の解説、助言を行うとともに、当協会会員の許可内容等の情報をきめ細かく収集・整理することによって一層的確な処理可能業者の教示を行う。

また、一般社団法人京都府産業廃棄物 3 R 支援センターと連携して「京都府産業廃棄物 3 R 情報提供事業」を実施し、産業廃棄物処理業者のリサイクル情報を把握することにより、排出事業者の 3 R の取組みを着実に支援する。

ウ 教育研修

環境、経済、社会が統合的に向上した持続可能な社会（環境共生型社会）の確立に向けて、産業廃棄物処理業界の担い手を養成するための人材育成や環境リスクの低減等に資する研修など、受講者のニーズに応える教育研修を計画し、産業廃棄物排出事業所関係者、環境関係団体関係者及び府民等を対象に広く受講を呼びかけ、順次実施する。

(ア) 実務者研修会

産業廃棄物処理業界に入社間もない社員からある程度実務経験を積んだ社員や排出事業者、一般市民などを対象者として、廃棄物処理法の基礎を体系的に学ぶとともに、実務担当者が必要とされる知識を修得することを目的とする。

(イ) 経営者・管理者研修会

より一層の適正処理推進を目指し、産業廃棄物業界及び排出事業者の経営層から管理者までを主な対象者として、産業廃棄物処理業の現状と課題、廃棄物処理法等の理解促進などを通じて、業界のリーダーとしての資質向上を図る内容とする。

(3) 相互扶助事業

ア 産業廃棄物処理業の許可申請等に係る講習会の実施

産業廃棄物処理業の許可又は更新許可に係る申請予定者等を対象に、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する講習会が、新型コロナウイルス感染防止のため引き続きオンライン講義を用いて実施されることから、当協会として受講者からの問い合わせ対応や試験会場の設営等で協力支援を実施するとともに、会員の収集運搬許可更新等における手続きに関する相談への指導助言を推進する。

なお、京都府内における 2022 年度の講習会の会場試験の実施予定は、次のとおりである。

(ア) 新規（特管）・収集運搬課程	5 回
(イ) 新規・処分課程	1 回
(ウ) 更新・収集運搬課程	8 回
(エ) 更新・処分課程	2 回
(オ) 特別管理産業廃棄物管理責任者	4 回

イ 組織の拡大強化

公益目的事業を主たる事業とする当協会の基礎的基盤の強化を図り、会員事業所と一体となったより強固な協会運営を推進するため、行政当局と連携し、産業廃棄物処理業者及び産業廃棄物排出事業者並びに環境関係団体への勧奨活動を推進し、正会員、賛助会員への新規加入の促進を図る。また、廃棄物処理法及び会員が配慮すべき労働安全衛生情報等を掲載した会報等を作成配布し、会員事業所における業務運営を支援する。

ウ 情報の公開

当協会が行う公益目的事業の概要等を広く一般に広報するとともに、産業廃棄物を排出する各企業等からの優良な産業廃棄物処理業者を求めるニーズに対応し、適正処理に関する知識や事業活動における環境への取組要領等の照会に応えるため、会員事業所の情報や標準的な産業廃棄物委託契約書の作成要領等を広く一般に公開する。